

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 1月3日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更

●第4段階（再開初期）へ移行（1月5日（水）5時より）

ロス・ラゴス州フルティジャー市、チャイテン市、プイエウエ市、ロス・ムエルモス市、プエルト・オクタイ市

ロス・リオス州フトゥロノ市、リオ・ブエノ市

●第3段階（準備期）へ移行（1月5日（水）5時より）

ロス・ラゴス州カルブコ市

アイセン州アイセン市

●第3段階（準備期）へ後退（1月5日（水）5時より）

タラパカ州イキケ市、アルト・オスピシオ市

アントファガスタ州トコピージャ市

バルパライソ州コンコン市、バルパライソ市、ビーニャ・デル・マル市

ラ・アラウカニア州テムコ市、パードレ・ラス・カサス市

ビオビオ州キラコ市

ロス・ラゴス州チョンチ市、ウアライウエ市、キンチャオ市、ケジョン市、プケルドン市

マガジャネス州プンタ・アレーナス市

●第2段階（移行期）へ後退（1月5日（水）5時より）

アタカマ州チャニャラル市

ビオビオ州ティルア市

ロス・リオス州コラル市、ラゴ・ランコ市

（2）一部陸路国境の開放延期

12月30日、チリ保健省は、1月4日からの開放を予定していた陸路国境につき以下の5箇所を延期することを発表しました。

アリカ・イ・パリナコタ州チャカジュタ

コキンボ州アグア・ネグラ

ラ・アラウカニア州ピノ・アチャ

ロス・ラゴス州カルデナル・サモレ

マガジャネス州ドロテア

この発表に伴い、1月4日より新たに開放される陸路国境は、バルパライソ州ロ

ス・リベルタドーレスのみとなっています。他に開放されている陸路国境は以下の通り。

ロス・ラゴス州フタレウフ

アイセン州ウェムレス・イ・ハイニメニ

マガジャネス州インテグラシオン・アウストラル

2 2022年1月1日以降、18歳以上の人で、最後のワクチン接種から6ヶ月以上経過したにもかかわらずブースター接種を受けていない人の接種証明書(Pase de Movilidad)は無効化されています。なお、外国人非居住者については、全ての国がブースター接種を実施していないことに鑑み、当面の間ブースター接種を入国の要件としないことが決定されています。

また、1月4日時点で、チリ国内では1,811,297名(死亡者39,174名)のコロナウイルス感染者が確認されています。変異株オミクロンについては、1月3日時点で684名の感染者が確認されており、うち661名は外国からの旅行者、14名は旅行者との接触が確認されています。9名については市中感染によるもので、市中感染は全て首都圏州内で確認されています。

義務的自宅待機措置が求められる際は、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省(チリにおけるコロナウイルス感染者数)

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

・チリ政府(コロナウイルス関連)

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html